

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	埋葬、火葬の許可		
根 拠 法 令 名	墓地、埋葬等に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 4 8 号)	(条項) 第 5 条第 1 項	
基 準 法 令 名	墓地、埋葬等に関する法律施行規則 (昭和 2 3 年厚生省令第 2 4 号)	(条項) 第 1 条	
所 管 部 署	市民部 戸籍住民課 届出受付係		
標 準 処 理 期 間	1 日	法定処理期間	- 日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載 墓地、埋葬等に関する法律施行規則第 1 条各号に掲げる事項のすべてが明らかである死亡者であることを基準とする。			

参 考

【根拠法令】

- ・墓地、埋葬等に関する法律

[埋葬・火葬又は改葬の許可]

第五条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

[許可証の交付]

第八条 市町村長が、第五条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

【基準法令】

- ・墓地、埋葬等に関する法律施行規則

[埋葬・火葬の許可申請書]

第一条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- 一 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名）
- 二 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別）
- 三 死亡者の出生年月日（死産の場合は、妊娠月数）
- 四 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第四項まで及び第七項に規定する感染症、同条第八項に規定する感染症のうち同法第七条に規定する政令により当該感染症について同法第三十条の規定が準用されるもの並びに同法第六条第九項に規定する感染症、その他の別）
- 五 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
- 六 死亡場所（死産の場合は、分べん場所）
- 七 埋葬又は火葬場所
- 八 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄

[様式]

第四条 法第八条に規定する埋葬許可証は別記様式第一号又は第二号、改葬許可証は別記様式第三号、火葬許可証は別記様式第四号又は第五号によらなければならない。